

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、そこに集う全従業員の物と心の両面の幸福を追求し、そして、人間として正しい考え方を貫いた事業の発展によって、社会に貢献することを経営の理念として掲げています。この経営の理念をもとに、企業価値を増大させ、経営の効率を高め、公正で迅速な意思決定の向上に努めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

さらに、経営の健全性及び透明性を確保するために、経営監督機能及び法令遵守体制の強化がますます重要性を増していると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4【株主の権利行使】

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の持分比率を勘案し導入を検討してまいります。また、当社の株主における海外投資家の持株比率は低い状態ではありますが、今後、招集通知の英訳の導入を検討してまいります。

原則3-1【情報開示の充実】

(v) 取締役会が原則3-1(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の選任・指名を行う際の基準について、今後、指名諮問委員会において策定してまいります。また、個々の選任理由につきましては、株主総会招集ご通知に記載してまいります。

補充原則3-1-2【英文による情報開示】

当社は、現在の海外投資家の持株比率は低い状況ではありますが、今後、より海外の投資家に当社の経営理念および事業内容を理解していただけるよう、英語での情報開示を検討してまいります。

原則4-2【取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、適切なリスクテイクを支えるため、取締役および執行役員からの提案を歓迎しつつ、上程された提案につき十分に審議しております。今後、自社株報酬等について、健全なインセンティブが機能する仕組みを検討してまいります。

補充原則4-2-1【経営陣の報酬設定】

経営陣の報酬は、定額報酬と単年度の業績連動報酬を基本としております。なお、必要に応じて報酬諮問委員会において、自社株報酬等も含めた中長期的な業績と連動するインセンティブ付けを検討してまいります。

補充原則4-8-1【独立社外取締役による情報交換・認識共有】

当社では、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役および常勤監査役との定期会合を実施しており、情報交換・認識共有を図っております。

補充原則4-8-2【独立社外取締役と経営陣、監査役会との連携】

当社では、筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役および常勤監査役との定期会合を実施しており、経営陣との連絡・調整については、独立社外取締役からの要請に応じて総務部が行っております。

上記の他、実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を投資以外の目的で保有しないことを原則としますが、業務提携、取引の維持・強化など経営上の合理的な理由から保有する場合には、当社の企業価値の向上に資するものであることを取締役会において年1回確認いたします。保有する上場株式の議決権行使につきましては、提案された議案が保有の方針と適合するかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上に寄与するかを検討して行使するものとし、必要に応じ発行会社との対話も検討いたします。

原則1-7【関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役、または主要株主との取引について、取締役会規程及び取締役会・常務会 付議・報告基準に基づき必要な承認を得ることとしております。なお、取締役、監査役および主要株主等との取引についての有無・状況につきましては定期的に調査・把握を行い、取締役会に報告しております。

原則3-1【情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の理念および2016-2018中期経営計画は、当社ウェブサイト(当社の理念・行動指針<https://www.comany.co.jp/company/philosophy/>)、(中期経営計画 <https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>)に開示しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、委員の過半数を社外役員とする報酬諮問委員会を設置しており、この諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

現在の報酬諮問委員会の構成は、代表取締役2名、社外取締役2名、社外監査役1名及び部外有識者1名としております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、委員の過半数を社外役員とする指名諮問委員会を設置しており、この諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の人事等を審議し、取締役会に答申することにより、この事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

現在の指名諮問委員会の構成は代表取締役2名、社外取締役2名、社外監査役1名としております。

補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」、「常務会規程」および「取締役会・常務会 付議・報告基準」を制定し、これに基づいて法定決議事項のほか、経営戦略・経営計画、その他金額的に大きな投資や重要な事項等の取締役会において審議を行うものと、常務会にて経営陣に委ねるものとを明確にし、経営の意思決定と業務執行の分離を図っております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において「社外役員の独立性に関する基準」を策定いたしました。なお、具体的な内容につきましては、本報告書のIIの1.の【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

補充原則4-11-1【取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

現在、当社の取締役会は取締役8名、監査役4名で構成しております。この内、社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、10名以内が適切であると判断しております。

取締役候補者については、当社の企業価値の向上に繋がるよう、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模等の基準を明確にして指名諮問委員会において審議のうえ、取締役会において決議してまいります。

補充原則4-11-2【取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「事業報告」において毎年開示いたしております。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、毎年1回、「取締役会自己評価」を実施しております。

取締役・監査役自身によるセルフチェックを行い、取締役会の運営等に関して改善すべき意見を集約確認することにより、より実効性の高い運営を議論することで改善に結び付け、会社の健全な成長・発展、企業価値の向上を図っております。

昨年の取締役会自己評価における資料の会日に十分配慮した配布の徹底、役員の名指に関して独立役員の間による透明性の向上、また取締役会での審議・報告事項の基準を上げること、常務会への権限移譲を行うべき等との評価を踏まえて、報酬諮問委員会に加え指名諮問委員会を新設し、また常務会を新たに設置したほか、取締役会決議事項、報告事項の見直しを行い、「取締役会・常務会 付議・報告基準」を制定いたしました。

補充原則4-14-2【取締役・監査役のトレーニング】

当社においては、取締役および監査役、執行役員は、弁護士等の専門家から法令、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに関する講習を定期的に受け、東京証券取引所が推奨する役員向けのeラーニングを受講するほか、その職務遂行上必要となる法令・企業財務等の知識習得に努めております。

また、新任の社外取締役および社外監査役に対して、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、随時当社事業・課題に関する説明や、当社の工場等の現場の視察を実施しております。今後、取締役・監査役に対するトレーニングを充実するよう検討してまいります。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

(i)株主との対話全般、建設的な対話を実現するように日記りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、株主との対話全般については、経営企画部および総務部が担当しており、名古屋証券取引所主催のIRエキスポや決算説明会を通じ、建設的な対話を実現できるよう取り組んでおります。

当社のIRを担当する取締役は、経営企画部を主管する代表取締役社長執行役員であり、代表取締役副社長執行役員が補佐しております。

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

当社は、常務会において、常勤取締役および経営企画部、経理部、総務部が参画し、情報の共有、IRの方向性検討、情報開示について連携をとり、取り組んでまいります。

(iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、年1回の決算説明会、名古屋証券取引所主催のIRエキスポにおいて、会社説明会を実施しており、今後東京においても開催を検討してまいります。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

当社は、対話において把握された株主からの意見・懸念について、適宜に常務会、取締役会に報告し、関連部門との情報共有を行うようにしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、インサイダー情報が発生した時の取扱いを規定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コマツコーサン	923,300	9.30
コマニー従業員持株会	695,265	7.00

コマニー共栄会	670,864	6.75
株式会社北陸銀行	444,002	4.47
吉田敏夫	265,500	2.67
株式会社北國銀行	260,000	2.61
木村直子	223,296	2.25
塚本幹雄	205,400	2.06
塚本清人	200,000	2.01
白栄隆司	179,900	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
武田忍	他の会社の出身者													
中川俊一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田忍	○	——	海外における財務責任者としての経験とコンサルティング会社におけるクライアント企業へのアドバイス等、豊富な知識・経験を当社の経営に活かすため社外取締役に選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
中川俊一	○	三信電気株式会社社外取締役	長年にわたり花王株式会社の法務責任者として、並びに国内外グループ会社を含めた経営管理に関する豊富な知識・経験を当社の経営に活かすため、社外取締役として選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般

株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	2	2	1	1	社内取締役

補足説明

当社は、従来より「報酬諮問委員会」を設置し運用してまいりましたが平成27年6月25日開催の取締役会の決議により同委員会を改組し、併せて新たに「指名諮問委員会」を設置いたしました。

委員の過半数を社外役員とする報酬諮問委員会、指名諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬や人事等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査法人から定期的に監査の報告及び説明を受けております。

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査法人は、自主的に当社監査に従事する業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社は、監査役による監査のほか、内部監査担当部門として、内部プロセス監査部を設置しており、当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務運営及び法令遵守体制の向上に努めております。

監査役、内部プロセス監査部及び有限責任 あずさ監査法人は、監査計画をすり合わせ、定期的に監査の実施状況について会合を行い、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 禎一	公認会計士													
松垣 哲夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村禎一	○	木村公認会計士事務所所長	公認会計士としての専門的見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
松垣哲夫	○	株式会社SMBC信託銀行プレスティア事業部門顧問	他社の取締役や監査役としての豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において「社外役員の独立性に関する基準」を策定いたしました。また、当基準により現在の社外役員全員が引き続き独立性を有しているものと判断しております。

〈社外役員の独立性に関する基準〉

コマニー株式会社(以下、「当社」という。)の社外取締役(※1)又は社外監査役(※2)(以下、「社外役員」という。)は、当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」という。)に対する独立性を保つため、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない(以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。)

1. 当社グループの業務執行者(※3)
2. 当社グループを主要な取引先とする者(※4)又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(※5)又はその業務執行者
4. 当社の主要株主(※6)又はその業務執行者
5. 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者(※7)又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係(※8)となる他の会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(※9)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
9. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
10. 過去3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10に該当する者(重要な地位にある者(※10)に限る。)の近親者等(※11)
12. 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じるおそれがある特段の事由が存在すると認められる者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性があると判断した者については、社外役員選任時にその理由を対外的に説明し、当社の独立役員とすることができるものとする。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

※4 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直前事業年度(個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。以下同じ。)における当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

※5 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの連結売上高の2%を超える者又は当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金残高の全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

※6 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

※7 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから、直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付又は助成を受けている者をいう。

※8 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社

外役員である関係をいう。

※9 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。

※10 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的及び合理的に判断される者をいう。

※11 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員賞与を当社の計上する利益に連動することを明確にし、業績向上に対する取締役のインセンティブを強化するため、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に取締役及び監査役へ支払った報酬の内訳は、次のとおりであります。

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役9名 169百万円(うち社外取締役 2名 15百万円)

監査役4名 35百万円(うち社外監査役 2名 11百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、平成3年6月27日開催の定時株主総会で決議された取締役年額250百万円、平成19年6月26日開催の定時株主総会で決議された監査役年額60百万円を限度額としております。

当社は、取締役等の役員報酬に関する委員会として、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、代表取締役2名、社外監査役1名、外部有識者1名から構成され、役員報酬を公正、透明に決定するために設置し、役員毎の業績達成度評価結果および役員個別報酬を審議し、取締役会に答申することを役割としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、議案資料の事前配布を行っております。また、取締役会の開催前に監査役会が開催され、審議議案の適正性の精査を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。当社の取締役は8名、監査役は4名であります。

当社は、取締役会(経営方針の決定、業務執行の監督機能)を月1回定例開催しております。

なお、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

当社の代表取締役副社長執行役員塚本清人は代表取締役社長執行役員塚本幹雄の実弟であり、取締役常務執行役員塚本健太は塚本幹雄の長男であり、同族の役員が3名おりますが、2名の社外取締役をはじめ他の役員にて牽制を図ること等により、ガバナンスの向上に取り組んでおります。

業務執行機能につきましては、執行役員制度を導入しており、執行役員21名(取締役6名、専任者15名)が担当業務の執行責任を負っております。

当社は、コマネーグループ経営会議を設置し、月1回定例開催しております。コマネーグループ経営会議は、社長執行役員が議長となり、執行役員、連結子会社の役員に加え、関係部門責任者が参画し、経営戦略の全社共有化を図り、事業環境の変化に迅速に対応できる意思決定に結びつけております。

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議に出席し積極的な意見を述べ、取締役の意思決定の状況及び監督義務の履行状況を十分に監視できる体制となっております。

当社は、監査役による監査のほか、内部監査担当部門として、内部プロセス監査部を設置しており、5名が当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務運営及び法令遵守体制の向上に努めております。

監査役監査の専任部署は設置しておりませんが、内部プロセス監査部等によるサポートを行っており、監査役監査を支える体制は確保できております。

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査法人は、自主的に当社監査に従事する業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、浜田亘及び秋山高広であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他5名であります。

監査役、内部プロセス監査部及び有限責任 あずさ監査法人は、監査計画をすり合わせ、定期的に監査の実施状況について会合を行い、相互の連携を図っております。

当社は、過半数を社外役員とする報酬諮問委員会、指名諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬や人事等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。報酬諮問委員会の構成は代表取締役2名、社外取締役2名、社外監査役1名及び外部有識者1名、指名諮問委員会の構成は代表取締役2名、社外監査役2名、社外監査役1名としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監督機能の強化を図るため、平成25年6月26日開催の第53回定時株主総会において社外取締役を2名選定いたしました。

当社の監査役会は2名の社外監査役を含む4名の監査役で構成されており、客観的な立場からの経営監視の役割を担っております。監査役は取締役会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要会議への出席および重要書類の閲覧、社外研修による自己研鑽を行うとともに、会計監査人及び内部監査担当部門である内部プロセス監査部と協議を行い、監査計画および監査事項を決定し、定期的に会合を持つ等して密接な連携を図り、監査機能の強化に努めております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に向けて、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	第55回定時株主総会は平成27年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。 https://www.comany.co.jp/ir/management/ir-policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに出展しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本社(石川県小松市)において決算説明会を年1回開催しておりますが、今後東京においても開催を検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ実施に向けての検討はございません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。 決算短信: https://www.comany.co.jp/ir/settlement/ 有価証券報告書: https://www.comany.co.jp/ir/settlement/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コマニー理念手帳」においてお客様第一主義を謳い、また日常行動のガイドラインである「コマニーグループ行動指針」において取引先の利益を不当に害することはせず、全ての取引について公正を旨として行動することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針、品質方針を定め、当社ウェブサイトに掲載しております。森林整備活動や太陽光パネル発電によるCO2の低減、全国一斉の清掃活動を実施するなど環境保全活動に取り組んでおります。今後、CSR活動および情報開示の充実を検討してまいります。 環境方針、品質方針: https://www.comany.co.jp/company/csr/eco/policy/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。その他、各種情報開示の充実を検討してまいります。
その他	当社においては、女性の役員はおりません。また女性の管理職は3名であります。なお、連結子会社においては女性の役員は1名であります。 今後も男性・女性の区別を設けず適切な人材を役員、管理職に登用していくとともに、女性の活躍促進に向けて仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1 当社グループ(当社及び当社の子会社)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの業務執行が適法、適正かつ健全に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令及び定款を遵守する体制の確立に努める。

(2) 監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査する。

(3) 当社は、当社グループの取締役及び使用人の日常行動のガイドラインとして定めた『コマネーグループ行動指針』により、自らの職務の遂行にあたっては、法令、企業倫理、社内規程等を遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとるよう、その周知徹底と遵守の推進を図る。

(4) 当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及びコンプライアンスホットラインを活用して、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、企業内の自浄作用を働かせる。

(5) 社長直轄の内部プロセス監査部において、当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。

(6) 法令等に従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう財務報告に係る内部統制の構築と適正な運用に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(7) 反社会的勢力とは取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。また、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力の活動を助長する行為や利益の供与は一切行わない。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他その職務の執行に係る情報を取締役会規程、稟議規程、その他関連規程の定めるところに従い適切に保存し、管理する。

(2) 各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 取締役の業務執行における付議基準、報告基準については、取締役会規程及び稟議規程に基づき運営し、管理する。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行に係るリスクとして、リスク管理に関する規程に基づき、リスク情報の収集と分析に努め、リスクの識別・アセスメント・監視・管理の体制を構築する。

(2) 不測の事態を想定した危機管理プログラムを策定し、そのプログラムに従って、関係者に対し定期的な教育、訓練に努める。

(3) 当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループにおいては、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年とする。

(2) 取締役会は、独立社外取締役による客観的な経営改善及び職務の執行上の実効性についての助言を求めるとともに、積極的な意見交換、認識共有に努める。

(3) 当社グループは、当社の経営計画策定の規程に基づき、経営計画及び各部門の業務計画を策定し、予算管理の規程に基づき、進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。

(4) 当社は、業務機構及び運営規程で定められた職務分掌・権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。

5 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、各子会社の営業成績、決算管理上の必要事項、取締役会決定事項及び重要な業務執行に関する情報を当社に報告させる。

6 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

7 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請に基づき、監査に必要な知識、能力を備えた使用人を選任し、監査役の職務を補助させる。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮、監督を受けない専属の使用人とする。

(2) (1)の使用人の異動、評価及び懲戒には監査役の事前の同意を必要とする。

9 当社の監査役の上記7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

10 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が業務執行の報告を行う重要な会議への当社の監査役の出席を確保する。また、必要に応じて会議議事録及び関連資料を閲覧可能な状態に維持し、監査の実効性を確保する。

(2) 当社の取締役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しく損害を及ぼす恐れのある事実を知り得たときは、遅滞なく当社の監査役(会)に報告する。

(3) 当社の取締役及び使用人は、事業・組織・職務執行に重大な影響を及ぼす決定等のほか、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査役(会)に報告する。

11 上記10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の

上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行上、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当社は、監査役の職務の遂行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

13 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持つなどして、会社運営に関する意見の交換等を図り、意思の疎通を図る。

(2) 必要に応じて、監査役監査の実効性を確保するために、外部の弁護士、公認会計士の有効活用を確保する。

(3) 企業集団における業務の適正を確保するために、子会社の業務執行者は、監査役監査に積極的に協力する体制を作る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公正な企業活動と企業倫理を守る、日常行動のガイドラインとして「コマニーグループ行動指針」を定めており、反社会的勢力から不当な要求を受けても、毅然とした対応を行い、これを拒絶するとともに、反社会的勢力の活動を助長する行為や利益の供与は一切行わないことを明記しております。

(対応部署)

不当要求などが発生した場合の対応統括部署を総務部としております。

(情報収集・管理)

反社会的勢力に関する情報は総務部に集約しております。疑わしい団体・個人については外部専門機関に照会を行い、反社会的勢力と関わりたくないよう対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

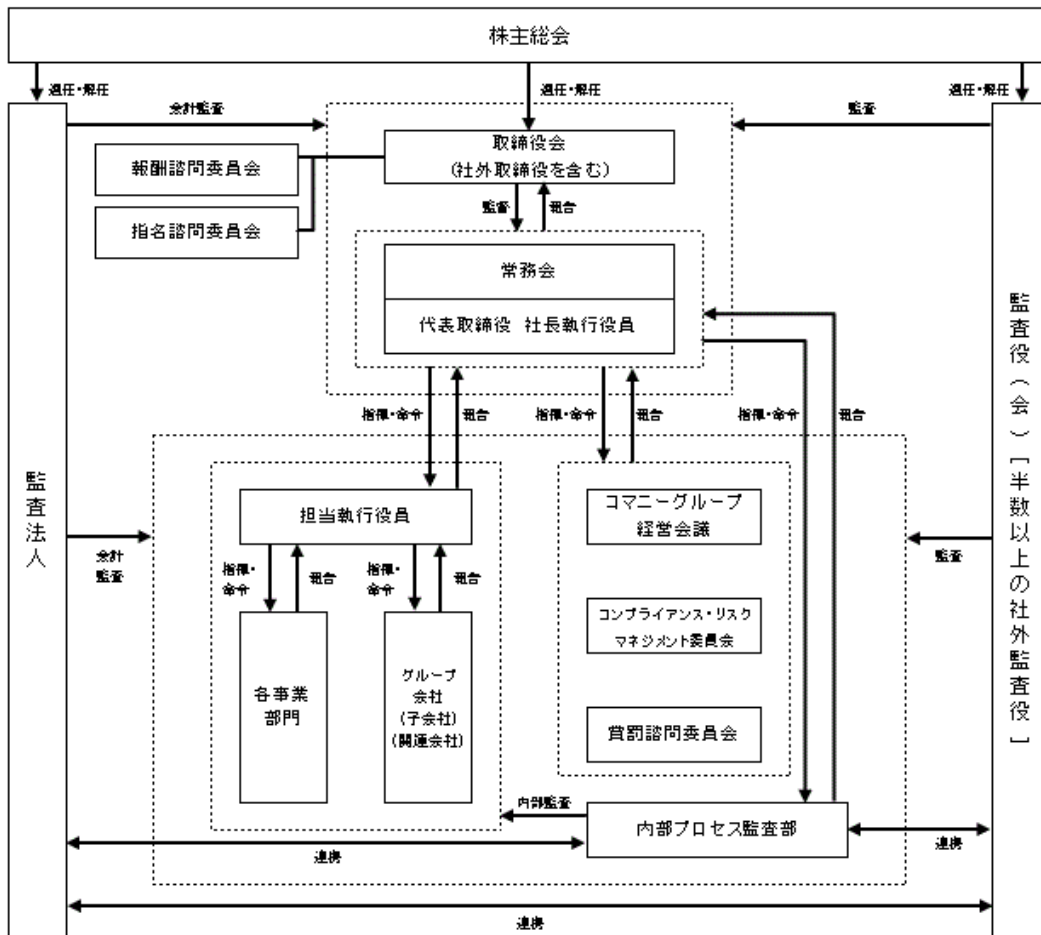
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、子会社に係る情報も含めた決定事実、発生事実ならびに決算情報等の重要な会社情報については、情報取扱責任者(管理統括本部長)が各統括本部・本部・事業部・部門から報告を受け、一元管理する体制をとっております。

重要な会社情報については、情報取扱責任者が厳正に管理した上で、総務部、経理部が開示諸規程に従い開示の要否、時期、内容、方法等を検討のうえ決定いたします。決定事実および決算情報については取締役会の承認を経て公表いたします。

なお、公表につきましては、情報取扱責任者の指示のもと、総務部がTDnetへの登録を行い、記者発表もしくは資料投函等を行っております。また、公表した情報は、TDnetにおける公開を確認した後、自社ホームページに掲載しております。

インサイダー取引の防止等につきましては、公正な企業活動と企業倫理を守る日常行動のガイドラインとして、コマネーグループ全役職員に適用される「コマネーグループ行動指針」を制定し、さらに「インサイダー取引規制に関する規定」を通じて、インサイダー取引の禁止の徹底を図っております。



【適示開示体制の概要(模式図)】

< 当社グループに係る決定事実・決算に関する情報等 >

